

書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立

—RDAの完成—

古川 肇

目 次

- I. 米国図書館協会による全体草案への批判
- II. 構成
- III. 序論
- IV. セクション1：体現形および個別資料
- V. セクション2：著作および表現形、セクション3：個人・家族・団体
- VI. セクション5-9：[実体間の関連]
- VII. 付録および用語集

2009年11月と予告されていた*RDA: Resource Description and Access*（以下 RDA）の刊行は大きく延期されたが、ツールキットが本2010年6月23日から8月末までオープン・アクセス可能となった¹⁾。かくて改訂作業開始時には2006年を予定していた『英米目録規則』*Anglo-American Cataloguing Rules*（以下AACR）に代わる目録規則は、遅延を重ねながらもここに完成を見た。資料の多様化と情報環境の変化の中で、それに対応できる目録を構築するための新しい目録規則とはどのような規則か、との問いに対する一つの解答が提出されたわけである。今後はこれが果たして正解であるか否かを問う段階に入る。

内容は端的に言って、直前の全体草案²⁾（2008年11月公開）のさほど大幅ではない改訂である。それに対応して筆者は、全体草案に関する旧論³⁾を底本とし、それにかなりの増補を加えて本稿とした。これは同時にAACRに代わる新しい規則の形成過程を、ウェブ環境下で初めて可能となった追走者の視点から作成してきた一連のレビュー⁴⁾の最後でもある。今後は機会があれば、本稿にその一端を挿入したRDAの批判的検討に取り組みたい。

I. 米国図書館協会による全体草案への批判

全体草案に対して、慣例どおりRDA 開発合同運営委員会 Joint Steering Committee for Development of RDAを構成する諸機関が批判を寄せた。ここではアメリカ図書館協会（以下ALA）による一般的コメントGeneral comments 全9項目のうち、最初に記され最重要であると思われる3項目に絞って引用する⁵⁾。このコメントはひいては本版に対するものとみなせる。ALAは、このコメントに先立って、これらの大部分は実行不可能であっても、現段階での評価を反映した意見を提示する義務があると信じる、と述べる。

- ・当協会は新しいコードを構築する必要性を強く支持し、そのための以下の基本的要件に同意する。— データを視覚的な分析よりむしろ構成を通して扱うように設計され（designed for manipulation through its structure rather than through visual parsing of data）、デ

ータがリレーショナル・データベース構造の中に蓄積されるデジタル環境のための標準、エンコーディングや表示のフォーマットに制約されない標準、原理的で順応性のある標準。それゆえ我々は RDA に、以下の多くの長所を見出す。— 明確に定義されたエレメントのセットをめぐる規定の再構成、最新で前向きな適用のシナリオを支援する努力 (the effort to support both current and forward-looking implementation scenarios)、属性・関連・利用者タスクなどの FRBR/FRAD のデータ・モデルの適用、リソースや実体間の関連の強調、アクセスポイントの創出に対峙する実体の記述の一層の強調 (the greater emphasis on describing entities, as opposed to creating access points)、実体の識別に関する文字列に代わるものとしての、リソースの識別子の一貫した明確化 (the consistent specification of resource identifiers)、英語圏外での RDA の国際的適用を支援する努力、RDA の構成中の主題に関する実体と関連の場所の決定。最後に ONIX や DDCMI のコミュニティとの共同作業は、既に RDA のプロジェクトの最も重要な産物のいくつかとなるもの (what may turn out to be some of the most significant products of the RDA project) を生み出した。

- 他方、AACR2 以来の多くの独断的な規定が残っていて、結果は、未来志向の構造と、過去からの膨大なケースごとの規定 (case law) などとの、失望させるような結合である。この点に関する良い意図と限定された実行 (execution) との間の緊張は、RDA の継続や前進を支援すること (for RDA to support either continuity or advance) を困難にしている。地図資料や動画資料など特殊資料のカatalogerたちは、RDA から得るものは何もなく失うものが多いと確信するようになった。(以下略)
- RDA は多くの目標を満たすことに失敗しているが、明晰さという目標以上に致命的な失敗はない。RDA は「明晰で平易な英語で書かれて」いない。(以下略)

II. 構成

次に掲げる全2部、10セクション、37章という構成は、2007年12月案⁶⁾以来変わらない。ただし、部のタイトルは表示されないままである。またセクションの名称が若干変更されたが改善と言えるであろうか。ちなみに AACR2 まで存在し続けた索引が廃止された。

.....

序論 (第0章)

[第I部：実体の属性]

セクション1：体現形および個別資料

- 第1章 体現形および個別資料の属性の記録に関する一般的ガイドライン
- 第2章 体現形および個別資料の識別
- 第3章 キャリアの記述
- 第4章 取得およびアクセス情報の提供

セクション2：著作および表現形

- 第5章 著作および表現形の属性の記録に関する一般的ガイドライン

第6章 著作および表現形の識別

第7章 内容の記述

セクション3：個人・家族・団体

第8章 個人・家族・団体の属性の記録に関する一般的ガイドライン

第9章 個人の識別

第10章 家族の識別

第11章 団体の識別

セクション4：概念・物・出来事・場所

第12章 概念・物・出来事・場所の属性の記録に関する一般的ガイドライン [未完]

第13章 概念の識別 [未完]

第14章 物の識別 [未完]

第15章 出来事の識別 [未完]

第16章 場所の識別

[第II部：実体間の関連]

セクション5：著作・表現形・体現形・個別資料の間

第17章 主要な関連の記録に関する一般的ガイドライン

セクション6：個人・家族・団体

第18章 資料と結びついた個人・家族・団体への関連の記録に関する一般的ガイドライン

第19章 著作と結びついた個人・家族・団体

第20章 表現形と結びついた個人・家族・団体

第21章 体現形と結びついた個人・家族・団体

第22章 個別資料と結びついた個人・家族・団体

セクション7：概念・物・出来事・場所

第23章 著作の主題の記録に関する一般的ガイドライン[未完]

セクション8：著作・表現形・体現形・個別資料

第24章 著作・表現形・体現形・個別資料の間の関連の記録に関する一般的ガイドライン

第25章 関連する著作

第26章 関連する表現形

第27章 関連する体現形

第28章 関連する体現形

セクション9：個人・家族・団体

第29章 個人・家族・団体の間の関連の記録に関する一般的ガイドライン

第30章 関連する個人

第31章 関連する家族

第32章 関連する団体

セクション10：概念・物・出来事・場所 [未完]

第33章 概念・物・出来事・場所の間の関連の記録に関する一般的ガイドライン

第34章 関連する概念

第35章 関連する物

第36章 関連する出来事

第37章 関連する場所

付 録

用語集

次節以降では、本版の諸セクションをまず AACR2 の枠組みに準じて序論・記述・標目・関連に 4 大別し、次いで章別に内容をたどってゆくこととする。章によって論述の体裁が一樣でないことをお断りする。また、言及しなかったセクションや章があるが、それらについては、その旨を特に該当位置で断っていない。

III. 序論

RDA 全体への序論である第 0 章は全体草案で初めて登場した。骨子は次のようである。

0.0 目的と範囲

- ・ RDA は、資料の発見 (resource discovery) を支援するデータの形成に関する、ガイドラインおよび指示 (guidelines and instructions) を提供する。
- ・ 資料およびそれと結びついた実体の記述に RDA を使用して作成されたデータは、ユーザが FRBR と FRAD の挙げたタスクを実行するのを助けるために、設計されている。
- ・ RDA は、すべてのタイプの内容と媒体を包括する規定を提供する。

0.1 主要な特徴

- ・ デジタル技術による資料の記述にも非デジタル資料の組織化にも対応する。
- ・ 新しいデータベース構造 (リレーショナル・データベースやオブジェクト指向データベースを指す) のために構成されたが、過去のデータベース構造とも互換性をもつ⁷⁾。
- ・ データの記録 (第 1-37 章) とデータの表現 (付録 D と E) の規定の間に、一線を画した。さて、RDA を概観すると、以上が「主要な特徴」の全てとは言えないことに気付かされる。少なくとも次の 3 点を追加すべきであろう。
- ・ 扱う範囲が典拠レコードへ拡張されている。
- ・ AACR2 との継続性の確保されている。従来通り体現形が書誌レコードの基盤であり、作成者 creator (本稿では「著者」と訳すこととする) が基本記入の標目を継承する。
- ・ メタデータの一つであるダブリン・コアとの調整が行われている。

0.3 RDA の基礎となる概念モデル

0.3.2 FRBR との連携

- ・ 著作、表現形、体現形、個別資料という実体にかかわる属性および関連を反映する。
- ・ 将来は拡張されることがある。
- ・ 資料の管理 (保存等) に関する属性および関連は、当面は範囲外。

0.3.3 FRAD との連携

- ・ 個人、家族、団体および場所という実体にかかわる属性および関連を反映する。
- ・ FRBR に含まれず、FRAD で定義されている著作の付加的属性も範囲とする。
- ・ 名称、識別子、統制形アクセスポイントおよび規則という実体に関する属性は、選択的に範囲とする。
- ・ 将来は拡張されることがある。
- ・ 概念、物および出来事に関する属性および関連、統制形アクセスポイント間の関連、権利管理に関する属性および関連は、当面は範囲外。

0.4 記述とアクセスの目標 (objectives) と原則 (principles) — 「利用者のニーズへの対応」ほか4項目の目標と、「識別性」など9項目の原則から成る。

0.6 コア・エレメント (必須の要素) の一覧を提示する。

0.10 例示は ISBD 区切り記号なしで示されるが一部に使用。ほかに AACR の区切り記号や導入句として関連識別子 (付録 J を参照) を使用する。

0.11 国際化

- ・ RDA は国際的な環境で使われることを意図している。
- ・ 特定の要素 (リストあり) は情報源に現われる言語および文字によって転記する。ただし、記録できない文字の場合は翻字形で記録するか、翻字形を付加することを許容する。他の要素は、作成機関が優先する言語および文字によって記録する。
- ・ 英語の名辞 (例: *publisher not identified*) や同じく英語の統制語彙のリストについて、異なる言語または文字を使用するデータ作成機関は、これらを自らの優先する言語または文字に修正してよい。

IV. セクション 1 : 体現形および個別資料

1. 第1章 体現形および個別資料の属性の記録に関する一般的ガイドライン

細目は次のようである。

1.0 Scope 1.1 Terminology 1.2 Functional Objectives and Principles 1.3 Core Elements
1.4 Language and Script 1.5 Type of Description 1.6 Changes Requiring a New Description
1.7 Transcription 1.8 Numbers Expressed as Numerals or as Words 1.9 Dates 1.10 Notes
1.11 Facsimiles and Reproductions

1.1.2 によると、本規則のタイトルにも含まれているリソース (resource) という語は、第2-4章では通常は体現形を指すが、個別資料を指すこともある。また個々の実体だけでなく、集合的実体 (aggregates) や実体の構成部分と読むべき箇所もある。さらに触知される (tangible) 実体も触知されない実体もあるとしている。なお第19-22章では著作・表現形・体現形・個別資料を指す (18.1.3)。このように殆ど融通無碍と言ってよいほど柔軟に使用される用語も珍しいが、この場合それを曖昧と非難する理由はないように思われる。

刊行形態 (mode of issuance) を次のように4区分した (1.1.3)。注目すべきは「継続資料 (continuing resource)」の概念が放棄されていることである。結局これは AACR2 2002年版に登用されただけで終わった (早くも2005年12月案から見られない)。この原因は、更新資料に着目したヒロンズ (Hirons, Jean) たちが、これを専ら終期を予定しないものに限定し、逐次刊行物と一括りにしてしまったことにある、と言える。なお、ISBD 統合版草案では continuing resource を使用している。

- ・ resource issued as a single unit — single physical unit または single logical unit として刊行された資料。logical unit は訳しにくい。全体草案では巻末の Glossary に次のように定義されていたが、本版ではこのうちの第1文だけに変更された。

“A constituent of an intangible resource, such as a digital file. Use of this term in RDA does not refer to the content of a resource, but is used to express the logical or reasoned shape and constituents of intangible resources.”

- multipart monograph—複数の部分で完結またはその予定（同時または一定期間継続）の資料。
- 逐次刊行物— AACR2 2002年版での定義とほぼ同じ。
- 更新資料— 期限が限定されているものといないものの双方を含む。

記述タイプ（type of description）の規定は粒度を取り上げ注目される（1.5）。全体記述（comprehensive description）、部分記述（analytical d.）、階層的記述（hierarchical d.）を挙げる。各々「リソースを全体として表す記述」（Glossary）、「より大きなリソースの一部を記述する記述」（同）、全体記述と部分記述を結合する記述である。NCRにおける「基礎レベル」あるいは「基礎単位」に相当する概念がないのが難点である。

新たな記述が必要な変化は以下のとおりである（1.6）。multipart monographs は刊行形態・メディア種別の各変化、逐次刊行物は刊行形態・メディア種別・本タイトル・責任性・版表示の各変化、更新資料は刊行形態・メディア種別・台本の更新（re-basing）・版表示の各変化。逐次刊行物の本タイトルの変化については 2.3.2.13 に具体的な規定がある。

誤表示（inaccuracies）は、指示がない限り情報源に表わされているままに記録する。識別やアクセスにとって重要と思われるときは、誤表示を正す注記を記録する（1.7.9）。sic や i.e. は使用しない。訂正したタイトルは異形タイトルとする（2.3.6.1）。ただし、逐次刊行物と更新資料の本タイトルに関しては正確な形を記録し（2.3.1.4の例外規定。AACR2 2002年版を継承）、ありのままの形を注記する（2.20.2.4）。ページ数については、ありのままのページ数、that is、正しいページ数の順に記録する（3.4.5.5）。

1.8 と1.9は数値の記録の統一を図る規定である。年代についてAACR2との相違が大きい。ついでに記すと、全体に略語の採用が減少したこと、特にラテン語の略語が使用されないことも大きな違いである。

2. 第2章 体現形および個別資料の識別

内容は次のように3部分より成る。個別資料に関する規定（2.19）を含む。

①2.0 Purpose and Scope

②2.1 Basis for Identification of the Resource 2.2 Sources of Information

③2.3 Title 2.4 Statement of Responsibility 2.5 Edition Statement 2.6 Numbering of Serials

2.7 Production Statement 2.8 Publication Statement 2.9 Distribution Statement

2.10 Manufacture Statement 2.11 Copyright Date 2.12 Series Statement 2.13 Mode of

Issuance 2.14 Frequency 2.15 Identifier for the Manifestation 2.16 Preferred Citation

2.17 Custodial History 2.18 Immediate Source of Acquisition of Item 2.19 Identifier for the

Item 2.20 Note

筆者は、かつて本章（当時も第2章）は転記事項に関わる章であると述べたが、それが主ではあるものの2.13以下は異なる。また2.18/19は個別資料に関する項目である。

資料の識別の基盤（2.1）と情報源（2.2）が、それぞれ全体記述・部分記述別に規定された。やや詳細に要約してみる。

2.1 資料の識別の基盤

記述タイプ別に定める。

2.1.2 全体記述

- ・単一の単位で構成される資料（例：冊子体印刷資料1冊）— 資料全体を特定できる情報源を一つ選択する。資料全体を特定できる情報源が存在しない場合は、個別の内容を特定できる情報源を集めて、集合的信息源とみなす。
- ・複数の単位で構成される資料（例：逐次刊行物）— 最も若い号や部分を同定できる情報源など。
- ・更新資料 — 資料全体の最新の状態を同定できる情報源。

2.1.3 部分記述

- ・単一の部分（例：雑誌の1記事）— その部分を同定できる情報源。
- ・複数の部分（例：多巻もののうちの2巻で1つのタイトルを構成）— 2.1.2.3に従う。
- ・更新資料（例：セットもののルーズリーフ資料の1冊）— その部分の最新の状態を同定できる情報源。

2.2 情報源

2.2.2 優先情報源

- ・記述タイプと資料の表現フォーマットに応じて、優先情報源を定める（2.2.2.1）。具体的には、全資料を①1またはそれ以上のページ・枚・シート・カードから成る資料（またはその画像）、②動画資料、③その他の資料に三分して規定する（2.2.2.2/2.2.2.4）。
- ・複数の優先情報源がある場合は、原則として最初に現れる情報源による（2.2.3）。
- ・必要な情報が資料自身から得られない場合は、付属資料などから得る（2.2.4）。
総合タイトルのない資料— 各部分の本タイトルを出現順に記録する。別法：目録作成機関が devised title を与える（2.3.2.9）。

2.4.1.5 責任表示が2以上の名から成る（naming more than one person, etc.）場合は、その中での役割の異同と関係なく、単一の表示として記録する。別法（optional omission）として、単一の責任表示が4以上の同一の役割または同一の程度の責任を有する名から成る場合は、各グループの最初を除いてすべて省略する。例：Roger Colbourne [and six others]

2.5 AACR2での版エリア edition area が版表示 edition statement という表現へ、版表示が版指示 designation of edition という表現へ変更された。

2.7/2.11 従来の出版・頒布系の項目では、制作表示（production statement）、出版表示（publication s.）、頒布表示（distribution s.）、製作表示（manufacture s.）、出版登録年が、相互に対等のエレメントである。

- ・制作年と製作年の相違が注目される。非刊行形態のときは制作年を記録する。両者を原文で比較してみよう（下線筆者）。

制作年 — A date of production is a date associated with the inscription, fabrication, construction, etc., of a resource in an unpublished form. (2.7.6.1)

製作年 — A date of manufacture is a date associated with the printing, duplicating, casting, etc., of a resource in a published form. (2.10.6.1)。

- ・著作権登録年は、©やcopyrightなどの後に記録する (2.11)。
- ・近似した年も決定できないときは *date of publication not identified*と記録する (2.8.6.6)。
- ・転記した出版者名が虚構であることが知られているか明確にする必要があるときは、注記する (2.8.4.3)。AACR2 では付記する。

ところで、series statement (2.12) という用語は、RDA が NCR の書誌レベルの記録に類似する記述タイプの規定を設けた現在、もはや不適切である。部分記述の対象が例えば 1 巻で完結する作品集の一篇であるとき、その上位の資料は単行本であってシリーズではない。包括的な名称に改める必要がある⁹⁾。なお ISBD の統合版草案では series and multipart monographic resource area と改められていて、多少改善された。

3. 第3章 キャリアの記述

内容は下表のように5部分より成る。第4部分 (3.21) は個別資料に関する規定である。

本章は目録規則の構築上、注目に値する章である。なぜならばAACR2第I部における、主として資料の物理的形態による章立てがRDAで廃止された影響を最も強く受けるのが、形態に関する事項だからである (影響を最も受ける他の一つである、情報源に関する規定は、情報源を資料自体とする (と推測される) ことによって簡素化が可能となった)。本章の代表的な要素である量と大きさから見てみよう。

- ①3.0 Purpose and scope 3.1 General guidelines on describing carriers
- ②3.2 Media type 3.3 Carrier type
- ③3.4 Extent 3.5 Dimensions 3.6 Base material 3.7 Applied material 3.8 Mount
- 3.9 Production method 3.10 Generation 3.11 Layout 3.12 Book format 3.13 Font size
- 3.14 Polarity 3.15 Reduction ratio 3.16 Sound characteristic 3.17 Projection characteristic of motion picture film 3.18 Video characteristic 3.19 Digital file characteristic 3.20 Equipment and system requirements
- ④3.21 Item-specific carrier characteristic
- ⑤3.22 Note

量は、原則としてユニット数とキャリア種別 (後述) の組み合わせにより表現する (3.4.1.3 例: 2 audiotape reels)。ただし、地図資料・楽譜・静止画資料・テキスト・三次元資料については別途に規定する (3.4.2.2/6)。大きさは、キャリア種別とはやや異なる区分によって規定し (3.5.1.4.1/14)、1 枚ものの地図等と静止画資料は別途に規定する (3.5.2/3)。例外にやや比重がかかっている難はあるが、よくこの程度に再構成したと言ってよいであろう。

量と大きさ以外のエレメントについては、3.6/3.20 に列挙されている。随所に長短さま

さまざまな用語のリストを用意しそこから選択させるのだが、この方式は本章だけでなく RDA 全体にわたる特色とってよい。base material (例: parchment) と applied material (例: pastel) は、AACR2 第 4 章 (手稿) の規定中の単語や例示からエレメント化したものだが、やはりリストから選ぶ。なお 3.20 は電子資料に限定されない。

以上の規定に先立って、2 以上の種類のキャリアから成る資料は 3 方式から選択すると
の条項がある (3.1.4.1/3)。なお、個別資料に関する規定の 3.21 の例示から一つ引用する。

Library's copy has errata sheets inserted

順序が前後したが、RDA では AACR2 の資料種別に替えて、物理的な系列 (メディア種別・キャリア種別) と内容的な系列 (内容種別) のリストが用意された。これらのうち、前者が 3.2 と 3.3 に、後者が 6.9 に規定された (後述)。メディア種別に属する用語は 8 種で、読み取りあるいは視聴のための媒介機器によって区分されている (機器を使用しない資料には unmediated を当てる)。キャリア種別はメディア種別を記録媒体のフォーマット (format of the storage medium) とキャリアの収納形態 (housing of a carrier) により細分したものである。例えば前者が roll で後者が cassette の資料は videocassette である。なお ISBD の統合版草案では、エリア 0 として、基本は同一ながら、物理的な系列はメディア種別のみである一方、内容的な系列では限定子 (qualifier) が規定されているなどの相違がある。

4. 第 4 章 取得およびアクセス情報の提供

非書誌的事項を扱う。内容は次のようである。Uniform Resource Locator (URL) が新しい。

①4.0 Purpose and scope 4.1 General guidelines on acquisition and access
②4.2 Terms of availability 4.3 Contact information 4.4 Restrictions on access 4.5 Restrictions on use 4.6 Uniform Resource Locator

V. セクション 2 : 著作および表現形、セクション 3 : 個人・家族・団体

標記の諸実体の属性を取り上げるセクションである。説明の便宜上、第 5、10、9、11、6、7 章の順に記す (第 8 章の紹介は省略)。

1. 第 5 章 著作および表現形の属性の記録に関する一般的ガイドライン

AACR2 における標目と参照は、各々典拠形アクセスポイント (authorized access point) と異形アクセスポイント (variant access point) と改称された。リソースと同じように、著作 (work) と表現形 (expression) も個別の実体だけでなく、集合的実体や構成部分をも含む (5.1.2)。

著作または表現形を表現するために典拠形アクセスポイントを構成するときは、著作に対する優先タイトルを基礎とする。著作を表現する優先アクセスポイントは、次の 2 要素をこの順に結合する。a) 著作に責任を有する個人・家族・団体に対する優先アクセスポイント、b) 著作に対する優先タイトル (5.5)。例: Hemingway, Ernest, 1899–1961. Sun also rises (6.27.1.2)

5.7/5.9 はカタログガー向けの条項である。MARC21 から取り入れて、fully established、provisional、preliminary の別を記録する (5.7.1.3 識別の状態の記録)。また「カタログガーの注記 (Cataloguer's Notes)」 (5.9) は、ガイドラインに関する章のうち、本章、第 8、24、29 章に存在し、目録作業を補助する注記である。例: Not to be confused with the quarterly journal of the same title issued by the same publisher

2. 第10章 家族の識別

RDA が家族の形に関する章を新設した意義についての筆者の考察は、旧論に記した 9)。例示を 2 つ引用すると次のようである。Pahlavi (Dynasty : 1925-1979)、Yan (Family : China)

さて、第 6、9-11 章を通観すると、共通の構造をもつことがわかる。これを最も簡単な第 10 章で説明する (下の表を参照)。10.2 以降は作業過程に合わせてと思われるが、大きく次の 3 つの部分から成る。①家族の名称、②それへの付加要素、③名称と付加要素による典拠形アクセスポイントの合成、である。さらに①は優先する名称と異形の名称に分かれ、②は典拠形アクセスポイントと典拠レコードの双方に属する要素、および専ら典拠レコードに属する要素 (枠で囲んだもの) に分かれ、③は典拠形アクセスポイントと異形アクセスポイントに分かれる。またこの構成から読み取れることは、RDA は従来のどの目録規則とも異なって、書誌レコードと典拠レコードの双方をその範囲とする目録規則である、ということである。これは RDA の大きな特徴であるにもかかわらず、RDA 第 0 章のどこにも言及されていないのは不可解である。

①10.2 Name of the Family

10.2.2 Preferred Name for the Family 10.2.3 Variant Name for the Family

②10.3/10.9 Other Identifying Attributes

10.3 Type of Family (注: 10.10.1.2を参照) 10.4 Date Associated with the Family (10.10.1.3を参照) 10.5 Place Associated with the Family (10.10.1.4を参照) 10.6 Prominent Member of the Family (10.10.1.5を参照) 10.7 Hereditary Title 10.8 Family History 10.9 Identifier for the Family

③10.10 Constructing Access Points to Represent Families

10.10.1 Authorized Access Point Representing a Family

[=Preferred Name for the Family + additions]

<10.10.1.2/1.5 Additions to Access Points Representing Families>

10.10.1.2 Type of Family 10.10.1.3 Date Associated with the Family 10.10.1.4 Place Associated with the Family 10.10.1.5 Prominent Member of the Family

10.10.2 Variant Access Point Representing a Family

3. 第9章 個人の識別

第10章に準じて次ページに表示してみよう。なおAACR2における特殊な言語についての

規定は、付録Fへ移された。

①9.2 Name of the Person

9.2.2 Preferred Name for the Person 9.2.3 Variant Name for the Person

②9.3/9.18 [Other Identifying Attributes]

9.3 Date Associated with the Person (注：9.19.1.3と9.19.1.5を参照) 9.4 Title of the Person (9.19.1.2を参照) 9.5 Fuller Form of Name (9.19.1.4を参照) 9.6 Other Designation Associated with the Person (9.19.1.2を参照) 9.7 **Gender** 9.8 **Place of Birth** 9.9 **Place of Death** 9.10 **Country Associated with the Person** 9.11 **Place of Residence** 9.12 **Address of the Person** 9.13 **Affiliation** 9.14 **Language of the Person** 9.15 Field of Activity of the Person (9.19.1.7を参照) 9.16 Profession or Occupation (9.19.1.6を参照) 9.17 **Biographical Information** 9.18 **Identifier for the Person**

③9.19 Constructing Access Points to Represent Persons

9.19.1 Authorized Access Point Representing a Person

[=Preferred Name for the Person + additions]

<9.19.1.2/1.7 Additions to Access Points Representing Persons >

9.19.1.2 Title or Other Designation Associated with the Person 9.19.1.3 Date of Birth and/or Death 9.19.1.4 Fuller Form of Name 9.19.1.5 Period of Activity 9.19.1.6 Profession or Occupation 9.19.1.7 Field of Activity of the Person

9.19.2 Variant Access Point Representing a Person

表には省略したが、9.2.2の細目(9.2.2.1/26)が、AACR2第22章の基幹部分に相当する。さて、筆者はかつて本章の旧案について、次のように評した。

・・・個人標目について不審な点が2つある。まず次の順序は不適切である。

Different forms of the same name [9.2.1]

Different names for the same person [9.2.2]

同一個人の複数の名から選択し、次いで同一名の複数の形から選択する、というAACR2の順序を変えるべきではない。

また以下の例示は、日本人名についての誤解に発すると思われる。

Akiko Yosano [9.2.3.1]

Tatsunosuke Hasegawa [9.2.4.2]

これらの前後はありのままの形を掲げる場面なので、Yosano Akikoなどとあるべきところであり、最終草案(中略)で訂正されるか否か注意しなければならない¹⁰⁾。

指摘した条項の順が本版でも変わらなかった(9.2.2.5と9.2.2.6)のは残念である。他方、例示はYosano Akikoに変更された。ところで、前置語を有する姓名のどの部分からを姓とみなすか、との規定中に、AACR2では記入語(entry word)という非英語圏の者にはわかりに

くい用語が使用されていて、新しい国際目録原則の案でも続いていた。日本図書館協会目録委員会は、この語をfirst wordと変更するよう申し入れ承認された。RDAの用語集にも登場しない。一步前進と言えるだろう。

4. 第11章 団体の識別

やはり第10章に準じて表にしてみる。表には省略したが、11.2.2の細目(11.2.2.1/26)が、AACR2第24章の基幹部分に相当する。個人と団体の形に関する第9および11章の具体的な内容は、AACR2の第22および24章と大差ないようである。それは、AACR2で確立され、さらに同1988年版で洗練された両章の完成度の高さを物語るものと言える。

①11.2 Name of the Corporate Body

11.2.2 Preferred Name for the Corporate Body 11.2.3 Variant Name for the Corporate Body

②11.3/11.11 [Other Identifying Attributes]

11.3 Place Associated with the Corporate Body (注: 11.12.1.3を参照) 11.4 Date Associated with the Corporate Body (11.12.1.5を参照) 11.5 Associated Institution (11.12.1.4を参照)
11.6 Number of a Conference, Etc. 11.7 Other Designation Associated with the Corporate Body (11.12.1.7を参照) 11.8 Language of the Corporate Body 11.9 Address of the Corporate Body 11.10 Field of Activity of the Corporate Body 11.11 Corporate History 11.12 Identifier for the Corporate Body

③11.13 Constructing Access Points to Represent Corporate Bodies

11.13.1 Authorized Access Point Representing a Corporate Body
[=Preferred Name for the Corporate Body + additions]
<11.13.1.2/1.8 Additions to Access Points Representing Corporate bodies>
11.13.1.2 Addition to a Name not Conveying the Idea of a Corporate Body 11.13.1.3 Place Associated with the Body 11.13.1.4 Associated Institution 11.13.1.5 Date Associated with the Body 11.13.1.6 Type of Jurisdiction 11.13.1.7 Other Designation Associated with the Body 11.13.1.8 Number, Date, and Location of a Conference, etc. 11.13.2 Variant Access Point Representing a Corporate Body

ちなみに、第16章(地名の識別)も次のように3部構成となっている。

①16.2 Name of the Place

16.2.2 Preferred Name for the Place 16.2.3 Variant Name for the Place

②16.3/16.5 [Other Identifying Attributes]

16.3 Coordinates 16.4 Other Geographical Information 16.5 Identifier for the Place

③16.6 Constructing Access Points to Represent Places

16.6.1 Authorized Access Point for the Place 16.6.2 Variant Access Point for the Place

5. 第6章 著作および表現形の識別

本章の構成は、基本は上記の諸章と同じでも結果は複雑である。範囲が著作・表現形の双方にわたり、かつ著作・表現形を表現する典拠形アクセスポイントは、(1)著作に責任を

もつ個人等に対する典拠形アクセスポイント、(2)本体、(3)付加要素より成るからである。

⑥.2 Title of the Work

6.2.2 Preferred Title for the Work 6.2.3 Variant Title for the Work

◎[6.3/6.14] Other Identifying Attributes

< 著作 >

6.3 Form of Work (注 : 6.27.1.9 a)を参照) 6.4 Date of Work (6.27.1.9 b) を参照) 6.5 Place of Origin of the Work (6.27.1.9 c) を参照) 6.6 Other Distinguishing Characteristic of the Work (6.27.1.9 d) を参照) 6.7 **History of the Work** 6.8 **Identifier for the Work**

< 表現形 >

6.9 Content Type (6.27.3 a)を参照) 6.10 Date of Expression (6.27.3 b) を参照) 6.11 Language of Expression (6.27.3 c) を参照) 6.12 Other Distinguishing Characteristic of the Expression (6.27.3 d) を参照) 6.13 **Identifier for the Expression**

6.14/6.26 [音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達]

◎6.27 Constructing Access Points to Represent Works and Expressions

< 著作 >

6.27.1 Authorized Access Point Representing a Work

[=Authorized Access Point representing the person, family or corporate body + preferred title for the work + additions]

6.27.1.1/1.8 [優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントの選択]

6.27.1.1 General Guidelines on Constructing Authorized Access Points Representing Works

6.27.1.2 Works Created by One Person, Family, or Corporate Body 6.27.1.3 Collaborative

Works 6.27.1.4 Compilations of Works by Different Persons, Families, or Corporate Bodies

6.27.1.5 Adaptations and Revisions 6.27.1.6 Commentary, Annotations, Illustrative Content, etc., Added to a Previously Existing Work 6.27.1.7 Different Identities for an Individual

Responsible for a Work 6.27.1.8 Works of Uncertain or Unknown Origin

6.27.1.9 Additions to Access Points Representing Works

a) a term indicating the form of work b) the date of the work c) the place of origin of the work and/or d) a term indicating another distinguishing characteristic of the work

6.27.2 Authorized Access Point Representing a Part or Parts of a Work

< 表現形 >

6.27.3 Authorized Access Point Representing an Expression

a) a term indicating content type b) the date of the expression c) a term indicating the language of the expression and/or d) a term indicating another distinguishing characteristic of the expression (注 : Authorized Access Point Representing a Workに付加)

6.27.4 Variant Access Point Representing a Work or Expression

6.28/6.31 [音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達]

表には省略したが、6.2.2の細目（6.2.2.1/1.10）が、AACR2第25章の基幹部分に相当する。既述のとおり、著作を表現する優先アクセスポイントは、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する優先アクセスポイントと、著作に対する優先タイトルをこの順に構成するが、具体的な作業としては、(1) 6.2.2によって優先タイトルを確定した後、(2) 6.27.1.1/1.8によって優先タイトルを冠し、この2要素だけでは識別しがたい場合にのみ(3)6.27.1.9によって付加要素を加えることになる（6.27.1.1）。

6.9の内容種別は表現形の一要素として、伝達手段、感覚、像の次元、像の動不動に基づいて区分されている。例えば、伝達手段が像、感覚が視覚、像の次元が2次元、像が動である表現形の内容種別は two-dimensional moving imageである。

6.27.1.1/1.8は AACR2 第21章を継承する部分であるが、AACR2の 21.1B（団体のもとの記入）のみ離れて19.2.1.1.1（Corporate Bodies Considered to Be Creators）に位置する。全体に第21章を大幅に簡素化していて、特に6.27.1.3（共同著作）はそれが顕著で、AACR2における責任性の分担されている著作（21.6）と責任性の混合した著作（21.8）の区別はなくなり、著者が3と4以上との区別も廃されて、著者が2以上であればすべてもっとも重要なまたは最初の著者を選択する、との趣旨である。ただし、著者全員を掲げる別法が提示されている（例：Gumbley, Warren, 1962- ; Johns, Dilys; Law, Garry. Management of wetland archaeological sites in New Zealand）。次に6.27.1.4（異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂資料）における“compilations”とは、例示を通覧するとAACR2 21.7での合集（collection）と編者の指揮のもとに作成された著作（works produced under editorial direction）とを統合した用語ではないか、と推測される。ただし用語集には見当たらずcollectionも消えている。なお、総合タイトルを欠く場合は、内容著作ごとに別々のアクセスポイントを付与するが、総合タイトルを作成してもよいとする。ほかに6.27.1.7は、AACR2の第22章からの規定である。

さて、この6.27.1.1/1.8には問題が少なくない。まず上掲の表において筆者が仮に「優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイント」と角括弧内に記した語句になぜ固有の用語を当てないのであろうか。この語句は、取りも直さず旧来の main entry あるいはRDAの一連の案のある時期まで存在したprimary access pointに相当するが、これらの語への反発の強さに怯んでの現象であるとすれば残念である。また筆者はかつて次のように批判した。

〔第2〕 カテゴリー〔共同著作〕には、動画像と逐次刊行物の典拠形アクセスポイントは優先タイトルのみで構成する、との例外規定がある。これは到底承服しがたい。基本記入の決定に著作の種類を持ち込むのはAACR1以前に逆行するものである。第3カテゴリー〔異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂資料〕では、編纂者が著者とみなせない場合は、典拠形アクセスポイントを優先タイトルのみで構成するとの規定があるが、編纂者が著者か否か判断しにくいケースが多いと推測され適用困難であろう。編纂者を常に著者とみなさないとするAACR2の方針を維持すべきである¹¹⁾。

指摘のうち、全体草案で逐次刊行物の例外扱いが取り消され（動画像はそのまま）、本版で編纂資料の規定がAACR2に復した。

団体に対する典拠形アクセスポイントの選択に関する規定が、第19章に位置するのは、この重要性に照らして適切ではなく本章に含めるべきである。批判は以上である。

さて、全体のタイトルと部分のタイトルをもつ著作の、部分のみを対象とする場合は、部分のタイトルのみを優先タイトルとする(6.27.2.2)。2007年12月案では全体のタイトルと部分のタイトルを組み合わせる案だったが、全体草案でAACR2の25.6に復帰した。ただし、逐次刊行物の部編名や、聖典中の部分のタイトルは、全体のタイトルと部分のタイトルを組み合わせる。

ところで、表現形を表現する典拠形アクセスポイントは、著作を表現する典拠形アクセスポイントに表現形のエレメントを付加して作成する(例: Brunhoff, Jean de, 1899-1937. Babar en famille. [ここまでが著作を表現する典拠形アクセスポイント。以下が表現形のエレメント] English. Spoken word (6.27.3))。なお、Bible. German. Luther. 1534のようにAACR2の統一タイトルの1例示を生かしたものもある(6.30.3.2)。

本章に関する論述の最後に、6.14/6.26と6.28/6.31を占める音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達の規定に触れる。6.14/6.26のなかには、6.14/.18(音楽作品)、6.19/.22(法律著作)、6.23/.25(宗教著作)、6.26(公式通達)と区分されて、各資料別に上掲の表の①と②を、6.28/6.31はやはり各資料別に③を扱う。これらを特殊言語の個人名と同じく付録へ移すか、せめて本章末尾にまとめると、もう少しわかりやすい構成になったのではないか。

6. 第7章 内容の記述

「内容の記述」(Describing Content)とは奇異な表現に感じられる。そこで用語集のdescriptionの項を見ると“A set of data recording and identifying an entity.”と定義されていて、RDAでのこの語の意味が旧来の通念から大きく隔たっていることが知られる。

- ①7.0 Purpose and scope 7.1 General guidelines on describing content
- ②7.2 Nature of the content 7.3 Coverage of the content 7.4 Coordinates of cartographic content 7.5 Equinox 7.6 Epoch 7.7 Intended audience 7.8 System of organization 7.9 Dissertation or thesis information
- ③7.10 Summarization of the content 7.11 Place and date of capture 7.12 Language of the content 7.13 Form of notation 7.14 Accessibility content 7.15 Illustrative content 7.16 Supplementary content 7.17 Colour content 7.18 Sound content 7.19 Aspect ratio 7.20 Format of notated music 7.21 Medium of performance of musical content 7.22 Duration 7.23 Performer, narrator, and/or presenter 7.24 Artistic and/or technical credit 7.25 Scale 7.26 Projection of cartographic content 7.27 Other details of cartographic content 7.28 Award

この章はAACR2における注記等のエレメント化が顕著である。概観すれば、7.9までが著作に関するエレメント、7.10以後が表現形に関するエレメントと言える。ただし常にそのように割り切れるわけでもない。最後の Award については、著作に関する賞(例: 芥川賞)

も表現形に関する賞（例：翻訳出版文化賞）もある。

VI. セクション5-9：[実体間の関連]

標記のセクションがRDAの後半、すなわち第Ⅱ部である。実体間の関連について網羅的に体系化した。コンピュータのハイパー・リンク機能を意識しての、従来の相互参照や一部の注記の拡張とみなせる。全タイトル標目の統一標目化とともに RDAの二大特色と言えよう。なお、併せて付録のI、J、Kを取り上げる。

1. セクション5：著作・表現形・体现形・個別資料の間 [の関連]（第17章）

- ・コア・エレメント—著作・表現形・体现形・個別資料(以下「WEMI」と略)間の関連は最も重視される関連である。ただし、複数の著作（表現形）が当該体现形に具体化されているときは、主要なまたは最初の著作（表現形）に関する関連のみをコア・エレメントとする（17.3）。
- ・種類—著作と表現形、表現形と体现形、体现形と個別資料の各関連のほかに、表現形を介さない著作と体现形の関連の記録も可とされている。表現形が特定しにくいという実情を踏まえた適切で現実的な規定である（17.4.1）。
- ・記録方式一次の3種を規定している（17.4.2.1/4.2.3）。

①関連先のWEMIの識別子

例：ISBN 978-1-59688-083-2

②関連先の著作または表現形を表現する典拠形アクセスポイント

例：United States. Constitution of the United States. Lao

③記述の合成（下線は筆者）

例：Beethoven, Ludwig van, 1770-1827. Sonatas, violin, piano, no. 2, op. 12, no. 2, A major.

Allegro piacevole; arranged

Divertimento, op. 12, no. 2 / L. van Beethoven ; transcribed for woodwind by George J.

Trinkaus. — New York : M. Witmark & Sons, ©1933. — Arranged for flute, oboe,

clarinet, horn, and bassoon

- ・関連先と関連元の規定と例示が、次のように対応して規定されている。

17.5 Expression of Work ↔ 17.6 Work Expressed

17.7 Manifestation of Work ↔ 17.8 Work Manifested

17.9 Manifestation of Expression ↔ 17.10 Expression Manifested

17.11 Item of Manifestation ↔ 17.12 Manifestation Exemplified

2. セクション6：個人・家族・団体 [とリソースとの関連]（第18-22章）

第18章で、コア・エレメントとして、creator（本稿では「著者」と訳すことは、既にお断りした。複数のときは主要なものまたは最初のもののみがコア）、および著者以外で著作と結びついた個人・家族・団体（ただし著作を表現する典拠形アクセスポイントを構成

する場合)を挙げる(18.3)。筆者には、著者以外で著作を表現する典拠形アクセスポイントを構成する例を思い浮かべることができない。ご教示を得たい。記録方式は、個人・家族・団体の識別子と典拠形アクセスポイントのどちらかである(18.4.1.1/4.1.2)。

第19章「著作と結びついた個人・家族・団体」は、個人・家族・団体を著者(19.2)とそれ以外(19.3)に二分して規定している。著者は、従来の基本記入標目、およびそれと対等に内容に関して第一次的に責任を有する共著者などを包括している。そして19.2.1.1.1には著者とみなされる団体を列挙している。大筋でAACR2の21.1B2と同じである。ある草案では「法律や行政上の著作」が除かれたのだが、これも結局AACR2に戻った。ただし、この種の著作に関して、規定中ではなく例示中に看過しがたい改訂が潜んでいる。それは次の例示である。

Maryland

Authorized access point representing the enacting jurisdiction for: Code of the public local laws of Worcester County (以下略) [19.2.1.3]

Code of the public local laws of Worcester Countyは、米国メリーランド州がウスター郡に適用するために制定した法律である。このように制定した主体と適用される法域(jurisdiction)とが異なる法律の場合、長らく英米系の目録規則では、前者ではなく後者を基本記入標目としてきた(わかりやすいのが本国でなく植民地を基本記入標目とする場合)。そして、この規定はRDAのある段階の草案まで継続していたのである¹²⁾。たとえ著者性の原則に反してもこの方が利用者の検索の利便にかなう、との方針によるものであるが、ここにこの規定の長い歴史も終わった。

第20章「表現形と結びついた個人・家族・団体」はcontributorのみを、第21章「表現形と結びついた個人・家族・団体」では、producer、publisher、distributor、manufacturer、その他を、第22章「個別資料と結びついた個人・家族・団体」では、owner、custodian、その他を規定する。

そして、付録Iで、資料とその資料に結びついた個人・家族・団体間の関連に関する関連指示子を列挙する。これはAACR2の21.0D designation of function(4種)を展開したものと見ることができる。複数使用しても良い(18.5.1.3)。

① 著作と結びついた個人・家族・団体 (I.2)

本文(19.2/19.3)に対応して、著者に関する役割指示子(I.2.1)とそれ以外の個人・家族・団体に関する役割指示子(I.2.2)に二分され、前者としてauthorなどが、後者としてhonouree(例:記念論文集の被記念者)などが列挙されている。

② 表現形と結びついた個人・家族・団体 (I.3)

本文(20.2)に対応し、contributorに関する役割指示子としてeditorなどが列挙されている。

③ 表現形と結びついた個人・家族・団体 (I.4)

本文の区分(21.2/.6)と一致しない。区分とその例を一つずつ示す。manufacturer(例:book designer)、publisher(例:broadcaster)、distributor(例:film distributor)。

④個別資料と結びついた個人・家族・団体 (I.5)

本文の区分 (22.2/4) と一致しない。区分とその例を一つずつ示す。owner (例: *current owner*)、その他 (例: *binder*)。

3. セクション8: 著作・表現形・体現形・個別資料 [の間の関連] (第24-28章)

セクションのタイトルの表現は不十分であり、第25-28章は、それぞれ著作相互・表現形相互・体現形相互・個別資料相互の関連について規定する。セクション5が縦の関連を扱うのと対照的に横の関連を扱う。コア・エレメントに指定されているものはない。

記録方式は、以下のとおりである (24.4.1/4.3)。

①関連先のWEMIの識別子

②関連先の著作または表現形を表現する典拠形アクセスポイント

③関連先のWEMIの記述—さらに二分される。

構造記述 例: *Facsimile of: 2nd edition, revised.—London: Routledge, 1877、*

非構造記述 例: *Filmed with three other titles*

付録JでWEMIの間の関連に関する関連識別子が提示されているが、第25-28章に対応しかつ本文以上に細分している。

①ある著作と関連する著作 (J.2) —派生 (例: *digest of (work)*)、記述 (例: *commentary on (work)*)、全体・部分 (例: *in series (work)*)、付随 (例: *appendix (work)*)、連続 (例: *continues (work)*)

②ある表現形と関連する表現形 (J.3) —派生、記述、全体・部分、付随、連続。

③ある体現形と関連する体現形 (J.4) —等価、記述、全体・部分、付随。

④ある個別資料と関連する個別資料 (J.5) —等価、記述、全体・部分、付随。

著作と表現形に等価の関連がなく、体現形と個別資料に派生の関連と連続の関連がないことに注意されたい。全種類を通じて記述以外はわかりやすいが、記述には必ずしも没主観的な解説だけではなく批判的なものも含まれるようで、*descriptive* より *commentary* などの語の方が適切だったと思われる。件名目録法でいう固有名件名の一部に相当する。

ところで、体現形間の全体・部分の関連が、NCRの書誌階層構造に当たると推測される。

Contained in: Understanding our environment / NSTA. — Arlington, VA: National Science Teachers Association, ©1995

Contains: v. 1. Status, distribution, and taxonomy (xvii, 848 pages: 1 map) — v. 2. Field guide (xvii, 740 pages, 96 leaves of plates: illustrations (some coloured), maps (1 coloured))

最後に、編纂資料などと、それに収録されている各著作の体現形 (NACSIS-CATにおける「内容著作」との全体・部分の関連は、ぜひコア・エレメントに指定して、著作の存在を顕在化すべきであった。

4. セクション9: 個人・家族・団体 [の間の関連] (第29-32章)

同一個人の本名と筆名との間の関連や、同一団体の新旧名称の間の関連などを含む。やはりコア・エレメントはない。

付録Kが、個人・家族・団体の間の関連に関する関連識別子を列挙している。例：*alternate identity*、*real identity*、*predecessor*、*successor*

VII. 付録および用語集

全体草案に登場した「M. 完全な例示」(実例集)は削除された。既に紹介した I-K のほかに注目されるものを示す。

D. 記述データのためのレコード構文—ISBD 統合予備版と RDA のマッピング (対照表) および MARC 21 (書誌データ) と RDA のマッピングを収録する。前者には AACR2 第 13 章の IN 分出が含まれる。全体草案で予告されていたダブリン・コアと RDA のマッピングは結局実現しなかった。

E. アクセスポイントの統制のためのレコード構文—AACR2 と RDA のマッピングおよび MARC 21 (典拠データ) と RDA のマッピングを収録する。

F. 個人名に対する付加的指示—AACR2 の 22.21/22.28 「特定言語の名前のための特別規則」などから成る。

用語集は、2007 年に結成されたボキャブラリーの定義に関する DDCMI/RDA 作業グループによる、ダブリン・コアや W3C のセマンティック・ウェブとの共用を目指す協議を踏まえている。

注 (引用日: 2010-8-7)

- 1) RDA: *Resource Description & Access Toolkit*. American Library Association et al., 2010.
<<http://www.rdatoolkit.org/home>>
- 2) American Library Association et al. *RDA: Constituency Review*. 2008.
<<http://www.rdaonline.org/constituencyreview>>
- 3) 古川肇「未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則—RDA 全体草案の完成—」『資料組織化研究-e』57, 2009. p.20-35 <<http://ojs.info.gscs.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/13/32>>
- 4) 古川肇 (1) 「未来の記述規則—AACR3 第 I 部案から RDA 第 I 部案へ—」『資料組織化研究』52, 2006. p.1-16、(2) 「未来の書誌レコードに関する規則—RDA 第 I 部案から RDA パート A 案へ—」『資料組織化研究』53, 2007. p.25-34、(3) 「未来の書誌レコードに関する規則 (続) —メタデータ・スキーマとの調整へ—」『資料組織化研究』54, 2008. p.15-26、(4) 「未来のアクセスポイントに関する規則—構造の再構築へ—」『資料組織化研究-e』56, 2008. p.12-22
<<http://ojs.info.gscs.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/7/17>>、(5)前掲 3)
- 5) American Library Association. *RDA: Resource Description and Access – Constituency Review of Full Draft*. 2009. p.2. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-fulldraft-alaresp.pdf>>
- 6) JSC. *RDA: Resource Description and Access Sections 2-4*, 9. 2007.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-sec2349.pdf>>
- 7) 次の文献を参照。 *RDA Database Implementation Scenarios*. 2007. 5p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/5editor2.pdf>>
- 8) 古川肇、志保田務 「『日本目録規則 1987 年版改訂版』への意見と提案」『整理技術研究』40, 1998. p.5
- 9) 古川肇 「未来のアクセスポイントに関する規則 —構造の再構築へ—」『資料組織化研究-e』56, 2008. p.18
< <http://ojs.info.gscs.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/7/17> >
- 10)同上
- 11)前掲9) p.17

12)古川肇「未来の書誌レコードに関する規則－RDA第I部案からRDAパートA案へー」『資料組織化研究』
53, 2007. p.30

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2010年9月13日 受理)

訂正

筆者の旧論に関して、次の誤りがありました。ここに訂正いたします。

「未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則－RDA 全体草案の完成－」『資料組織化研究-e』57 <<http://ojs.info.gsc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/13/32>>

31ページ、下から11行目

誤 正

(VI 3 を参照) → (IV 3 を参照)